

指導行政のポイント

“君が代裁判”の終焉

菱村 幸彦

7月19日、東京地裁で国歌斉唱不起立事件に関する判決が言い渡された。当局側の全面勝訴であったためか、マスメディアの扱いは小さかった。

国歌斉唱命令と思想良心の自由

国歌をめぐる裁判には、いろいろなバリエーションがあるが、今回の判決の争点は、ちょっと変わっている。というのは、国歌斉唱時の起立命令の是非が直接の争点ではなく、命令に反して起立しなかった教員(137人)に対して、都教委の命じた服務事故再発防止研修が思想・良心の自由の侵害になるか否かを争うものだったからである。

ここで判決の詳細を述べる余裕はないが、結論だけいえば、東京地裁は、「再発防止研修を違法と判断する余地はない」と述べ、「実際の研修も思想・良心を侵害したとはいえない」と判示し、原告側の請求を棄却した。今回の判決は、「君が代」伴奏拒否訴訟の最高裁判決(本年2月27日)が出て以来、3つ目の判決となる。

周知のように、最高裁判決は、卒業式等における国歌斉唱時のピアノ伴奏命令を拒否し、戒告処分を受けた音楽科教諭が、思想・良心の自由の侵害を理由に処分の取消を求めた訴訟についての判決である。最高裁判決は、概略、次のように判示して、音楽科教諭の訴えを退けた。

- (1) 入学式で「君が代」のピアノ伴奏をする行為は、音楽専科の教諭にとって通常想定されるもので、特定の思想を有することを外部に表明する行為と評価することは困難である。
- (2) 国歌斉唱のピアノ伴奏を命ずることは、特定の思想をもつことを強制したり、禁止したりするものでなく、特定の思想の有無について告白することを強要するものでもない。
- (3) 入学式にピアノ伴奏で国歌斉唱を行うことは、指導要領の趣旨にかなうもので、校長の職

務命令は、不合理でなく、憲法19条(思想・良心の自由)を侵すものとはいえない。

いずれも最高裁判決を踏襲

最高裁判決の後、国歌斉唱をめぐる訴訟について最初に判決言渡しがあったのは、大阪地裁(本年4月26日判決)である。

大阪地裁判決は、枚方市教委の行った不起立理由聴取に個人情報保護条例違反があったと認定し、原告の主張の一部を容認したが、メインの争点である国歌斉唱時の起立命令の是非については、「国歌斉唱時に起立する行為は、教員にとって通常想定されるものであって、特定の思想や信仰を有することを外部に表明する行為であると評価することはできず、内心の精神的活動を否定したり、思想・信仰に反する特定の精神的活動を強制するものではない」として、教育委員会側の主張を全面的に認めた。

大阪地裁判決に続いて、6月20日に東京地裁で国歌斉唱をめぐる訴訟に対する判決言渡しがあった。それは、都立高校の卒業式で国歌斉唱時に起立するよう命令を受けたにもかかわらず、命令に従わなかった教員らの定年後の再雇用合格を取り消したことの適否をめぐる訴訟である。

東京地裁は、「国歌斉唱の際、起立することは儀式における儀礼的行為であり、職務命令どおりにすることが、特定の思想などの表明となるものではない」「本件職務命令は公務員の職務の公共性由来する必要かつ合理的な制約として許容されるものと解され、憲法19条に違反するものとはいえず、都教委の再雇用合格の取消に違法はない」として、原告の訴えを棄却した。

このように、最高裁判決後に出された判決はいずれも最高裁判決を踏襲した内容となっている。どうやら、やっと「君が代」裁判に決着がついたようだ。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

●好評発売中! ● 最新刊! 菱村幸彦【編著】 A5判392頁・定価3,150円 教育開発研究所

『最新教育法規ハンドブック—学校管理職必携』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください(24時間受付・即日発送)